

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第128号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示し、平成23年3月高知県告示第109号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに告示の廃止）は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 中間検査を行う区域  
高知市を除く県内全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造  
全て（独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程（平成19年4月住機規程第67号）第3条の規定に基づき独立行政法人住宅金融支援機構理事長の承認を得たもの及び法に基づく認定型式又は認証型式部材等に該当するものによるものを除く。）
- 4 中間検査を行う建築物の用途  
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅その他これらに類するもの（分譲を目的とするものに限り、法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）
- 5 中間検査を行う建築物の規模  
全て
- 6 指定する特定工程  
(1)から(3)までに掲げる構造の区分に応じ、それぞれ定める工程とする。ただし、(2)又は(3)において2の工程に該当する場合は、いずれか早期に終える工事の工程とする。
  - (1) 木造その他これに類する構造  
屋根工事の工程
  - (2) 鉄骨造その他これに類する構造  
2階床の鉄骨建て方工事又は屋根版の取付け工事の工程
  - (3) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造
  - 2階床の配筋工事又は屋根の配筋工事の工程
- 7 指定する特定工程後の工程  
中間検査を行うことができなくなる工程全て
- 8 適用除外  
次に掲げる建築物については、この告示の規定は、適用しない。
  -

- (1) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物
- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律  
(平成19年法律第66号) 第17条第1項の規定に基づく指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約の引受けを行った建築物

#### 9 施行期日等

この告示の規定は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受ける建築物及び同日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物のうち同日において中間検査を行っていないものについて適用する。

#### 告 示

○建築基準法による特定工程及び特定工  
程後の工程の指定並びに告示の廃止 (建築指導課)